

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問に対する回答等	<p>① 鬼怒川南部国営施設応急対策事業 右岸幹線水路ゲート設備その2工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入札説明書をダウンロードした者はいくつあったか。 ●右岸幹線水路ゲート設備その1工事についても同じ者が1者応札で落札しているが、ダウンロード業者や落札業者の状況について調べているか。 ●その1工事とその2工事で同じ者が落札している原因は、他者に技術者がいない、希望する工事ではなかったといったことが原因か。 ●初めに4箇所の水門を工事するとの説明があり、その後8箇所との説明があったがどういうことか。 ●その1工事とその2工事で落札率が異なるのは何故か。 ●人件費等は結構変動すると思うが、落札率100%に近い積算は可能か。 ●その1工事は機械器具設置工事、その2工事は鋼構造物工事となっているが工事場所、工事内容は異なるのか。 ●複数年にわたる大規模事業ということで工事を分けているが、どれも1者応札になっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●11者がダウンロードした。 ●その2工事とほぼ同じ者が入札説明資料をダウンロードしていることを確認している。 ●その1工事とその2工事では工事場所が異なるがゲートの製作という同じ工事内容であるため、入札説明書をダウンロードした者がほぼ同じになり、その1工事についても、小型ゲートの製作であったことから、落札者も同じになったと推測される。 ●1つの水門にゲートが2つ以上ついているため8箇所と説明した。 ●業者は案件ごとに現場条件や施工の難易度等を勘案して応札価格を設定していると推測される。 ●労務費について各省庁と合同で調査した価格や現場管理費等を公表しているため、応札者は高い精度で積算することが可能だと推測される。 ●その1工事とその2工事は工事場所が異なり、工事内容も多少異なる。 ●施設機械系の業者は、受注を希望する案件を絞ってくることから一般土木工事の業者に比べると応札者が少ない傾向にあるが、必ずしも1者応札となっているわけではない。
	<p>② 令和5年度 国営造成水利施設ストック マネジメント推進事業 芳賀台地地区管路 更生工法モニタリング業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ●プロポーザル方式とした場合、何が変わるのか。 ●技術的難易度から参加を見送った者がいるとのことだが、そのような業務について、プロポーザル方式にできるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●価格での競争という要素が無くなり、技術力の高い者を選定し、その者と見積合わせによる随意契約での契約となる。 ●この業務では、漏水調査方法の一部を発注者が指定して発注したが、その調査方法に対応できない者がいたため、今後は同様の調査業務を発注する際は、調査方法を受注者側の提案により実施することができるようにプロポーザル方式の適用を検討している。

	意見・質問	回答等
	<ul style="list-style-type: none"> ●プロポーザル方式に変更した場合、どの企業の技術力があっているか、どのように判断するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●プロポーザル方式は企業評価、技術者評価の他に技術提案という評価項目を設けている。技術提案を各者が行い、その結果を評価し、点数化・順位付けをして結果的に点数の高かった者を契約の相手方とする。
	<p>③ 令和5年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 鬼怒川南部地区勝瓜頭首工耐震性能照査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ●抽出案件②と③は同じ業者が落札しているが、業者の企業規模などが影響しているのか。 ●落札業者の評価が高かった点は何か。 ●契約方式を一般競争入札（総合評価落札方式）に変更することはできなかったのか。 ●一般競争入札、指名競争入札でも技術力を担保できる場合、入札方式はプロポーザル方式に限らないのではないかと。プロポーザル契約として、1者に絞る理由は何か。 ●本件について、入札参加者の技術力に大差はないとみることはできなかったのか。 ●「公共調達適正化について」という財務大臣通知はまだ生きているのか。 ●技術提案の評価結果は開示請求できるのか。他者の評価結果も開示請求できるのか。 ●契約方式を選定する委員会はあるのか。また契約担当官や支出負担行為担当官はそのメンバーに入っているか。 ●技術提案書の評価結果が同点の場合どのように落札者を決定するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●この者は企業規模が比較的大きく耐震照査を得意としている技術者も多く抱えているためと推測される。 ●特定テーマに対する評価が高かったため。 ●頭首工の耐震照査業務は価格ではなく技術的に最適な者を特定するプロポーザル方式を適用することが一般的である。 ●公共工事の品質確保の促進に関する法律において「価格と技術を適切に評価し品質の確保を図る」という基本的な方針が示されている。それに基づき農林水産省から「耐震性能調査については、動的解析を設けるもの及びダム、頭首工、機場等重要構造物に係るものは、プロポーザル方式で実施すること」と例示されており、関東農政局に限らず全局で対応している。 ●耐震性能の照査は技術的に確立されたものであるが、頭首工は数も少なく、施設ごとに規模や構造形式も異なるため、頭首工に対する知識や耐震照査の経験値を重視する必要があることからプロポーザル方式とした。 ●まだ生きている。 ●開示請求できる。他者の評価結果についても一定のところまでは開示請求できる。 ●各発注者ごとに選定委員会を設けている。契約担当官、支出負担行為担当官もメンバーに入っている。 ●特定テーマについては、相対評価を行なうこととしており同点になることはない。

	意見・質問	回答等
	<p>④ 令和5年度 実践技術研修（農業水利施設のストックマネジメントコース）運営業務一式</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 応札者以外に資料請求した者はいなかったのか。 ● この実践技術研修は毎年行っているものか。 ● 今回の応札者以外に過去に請け負った者はいっているのか。 ● 令和3年、4年も1者応札であったか。 ● 専門性が必要な業務なのか。 ● 今後も今回の応札者による1者応札の状況が続いていくのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 応札者を含めて10者がダウンロードした。応札者以外の9者にアンケート調査を行ったところ、1者からは専門・得意分野でなかったため辞退、他の1者は情報収集目的との回答があった。 ● 毎年行っている。 ● 令和3年、4年は今回の応札者が請け負っている。 ● 1者応札であった。 ● 農業水利施設のストックマネジメントにかかる研修ということで、農業水利施設、農業農村整備事業等の経験や知識がある、もしくは経験等を有する専門家を知らないと、参加しづらいところはあると思われる。 ● 業務内容に魅力を感じていただければ応札者も増えると思うが、現段階ではわからない。
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容なし。</p> <p>[これに対し部局長が講じた措置の内容]</p>		

事務局：関東農政局総務部総務課

（注）公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。